



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 1 9 号 令和 4 年 1 1 月 1 5 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 4 9	令和 4 年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
6 5 0	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった件	環境管理課
6 5 1	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
6 5 2	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	同
6 5 3	同	同
6 5 4	地域森林計画を変更したい件	スマート林業課
6 5 5	同	同
6 5 6	公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した件	運輸政策課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
9 0	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
9 1	地方自治法の規定による県議会の解散の請求，知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
9 2	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の美馬選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
9 3	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県告示第六百四十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、令和四年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和四年十一月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第五回	令和四年十一月二十五日（金曜日）まで	令和四年十二月九日（金曜日）	筆記試験、口述試験、適性検査、身体検査及び経歴評定

備考

- 筆記試験及び適性検査については、試験期日前にインターネットを利用する方法により受験するものとする。
- 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第五回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和五年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出

張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第六百五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 辰巳工場

所在地 阿南市辰巳町一番地一九

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に規定する酸又はアルカリによる表面処理施設

4 変更の概要

汚水等の処理の方法並びに排水の汚染状態及び量の変更

5 変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、

徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年十一月十五日から

令和四年十二月六日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第六百五十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十一月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
 - 2 借入物品等の特質等
 - 3 借入期間
 - 4 納入場所
- 令和五年三月一日から令和十年二月二十九日まで

入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- この入札に参加する者に必要な資格（三において「入札参加資格」という。）は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。
- 1 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
 - 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
 - 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和四年十二月二十六日（月曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二二 二一六七）

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話 八八 六二二 二一六七

ファクシミリ 八八 六二二 二八二八

電子メール kanzai_ka_eshi_nsei@ai1.pref.tokushi.na.jp

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町二丁目五番地一

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室

電話 八八 六二二 三三〇一

ファクシミリ 八八 六二五 二四八四

電子メール choudo2@police.pref.tokushi.na.jp

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

（一） 受領期限

令和四年十二月二十六日（月曜日）午前十一時

（二） 提出場所

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

（三） 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

（一） 日時

令和五年一月十二日（木曜日）午前十一時

(二) 場所
徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和五年一月十一日（水曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札参加資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて

封書の表面に「交通事故現場用三次元レーザー計測図化システム 一式（賃貸借）

入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に係るな

い職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否
要

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県警察本部警務部会計課装備管理室
徳島市万代町二丁目五番地一

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づき長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該契約の解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

七 Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

Three-dimensional Laser measurement and plotting system for the scene of a traffic accident 1 set

2 Term of Lease

From March 1, 2023 to February 29, 2028

3 Time Limit of Tender

11:00 a.m on January 12, 2023

4 Section in charge of contract

Equipment Management Office, Finance Division, Tokushima Prefectural Police Headquarters.

2-5-1 Bandai -cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8510

Phone: 088-622-3101

5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Management Strategies Department, Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai -cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067

徳島県告示第六百五十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十一月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
行政事務用パソコン 三百九十一台
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和四年九月七日
- 四 落札者の氏名及び住所
四国通建株式会社
愛媛県今治市南大門町一丁目 一五
- 五 落札金額
四千百万五千三十円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和四年七月十九日

徳島県告示第六百五十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十一月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
令和四年度教育用パソコン 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県経営戦略部管財課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和四年九月七日
- 四 落札者の氏名及び住所
四国通建株式会社
愛媛県今治市南大門町一丁目 一五
- 五 落札金額
千九百五万二千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和四年七月十九日

徳島県告示第六百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 森林計画区の名称

吉野川森林計画区（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡及び三好郡一円）

二 縦覧場所

徳島県農林水産部スマート林業課、徳島県東部農林水産局及び徳島県西部総合県民局

三 縦覧期間

令和四年十一月十五日から

令和四年十二月十四日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

徳島県告示第六百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 森林計画区の名称

那賀・海部川森林計画区（阿南市、那賀郡及び海部郡一円）

二 縦覧場所

徳島県農林水産部スマート林業課及び徳島県南部総合県民局

三 縦覧期間

令和四年十一月十五日から

令和四年十二月十四日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

徳島県告示第六百五十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

令和四年十一月十五日

橘港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 竣功認可を受けた者

1 氏名又は名称 徳島県

2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地

3 代表者の氏名 徳島県知事 飯泉嘉門

4 代表者の住所 徳島市南仲之町三丁目 県公舎

二 埋立区域

1 位置

3 工区 阿南市橘町西浜一九五番から一九八番までの各地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち13の地点から9の地点までを順次に結んだ線及び9の地点と13の地点とを結ぶ平成十六年の秋分の満潮位（D.L.プラス一・七〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 国土地理院橘四等三角点（北緯三三度五二分四〇秒一二三三、東経一三四度三八分二四秒五九〇八）の地点

13の地点 1の地点から一七七度二九分九秒八七五・三〇メートルの地点

12の地点 13の地点から一五六度四三分五三秒二五・三二メートルの地点

6の地点 12の地点から二四六度四三分五一秒五九・八〇メートルの地点

7の地点 6の地点から三三六度四三分四三秒一二・四二メートルの地点

8の地点 7の地点から六六度四三分四八秒〇・五一メートルの地点

9の地点 8の地点から三二六度三五分一八秒一三・一〇メートルの地点

3 面積 一、五二二・六七平方メートル

三 埋立ての免許の年月日及び番号

1 埋立ての免許の年月日 平成十八年十二月七日

2 埋立ての免許の番号 徳島県指令港湾第二百六十三号

四 竣功認可の年月日 令和四年十一月九日

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村名 阿南市

徳島県選挙管理委員会告示第九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和四年十一月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長

中

田

丑

五

郎

一一一、三六六人

徳島県選挙管理委員会告示第九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年十一月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六九、七一〇人

徳島県選挙管理委員会告示第九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の美馬選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和四年十一月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
美馬	一〇、三六四人

徳島県選挙管理委員会告示第九十三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年十一月十五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六九、七一〇人